

令和6年度 新潟市北部総合コミュニティセンターの管理運営について

掲示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るために、指定管理者制度への移行に努めてきましたところです。

この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	北部総合コミュニティセンター管理運営委員会
評価対象の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄	
1 利用時間等	○	B	利用者への案内や接遇を適切かつ良好に行ってています。 利用者の声に真摯に向き合い、施設の管理・運営では利便性向上に向けた取組みを実行しています。
2 適正な人員配置	○		
3 施設の貸出	○		
4 管理運営に関する基本方針	○		
5 案内等の対応と接遇	◎		
6 要望や苦情等への対応	○		
7 緊急体制(事故、救急等)	◎		

2.事業 (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目	評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄	
1 地域貢献活動	◎	A	自主事業として短時間の利用ができる卓球部屋や地域団体への協力など地域への貢献活動を実施していました。また、広報誌の発行を継続するなど積極的な情報発信に努めました。
2 情報提供	◎		
3 サービス向上の観点	◎		

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目	評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄	
1 建物保守管理等	◎	A	規模が大きく貸室も多いため、多くの方から利用されており、また、公共施設も併設する中で様々な諸問題について管理者として責任を持ち、必要な調整や対応など誠意をもって取り組んでいました。
2 個人情報保護	○		
3 備品等の管理	○		
4 清掃・警備等	○		
5 修繕	○		
6 再委託	○		
7 災害等への対応	◎		
8 関係団体、地域との連絡調整	◎		
9 管理記録	◎		

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄	
1 管理経費等の縮減	○	B	不要電灯の消灯など経費の削減に取り組んでいます。
2 利用料金	○		
3 利用者増等	○		

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

北部総合コミュニティセンターは、公共施設が併設されていますが他施設とも連携していました。広報誌を年2回発行し、利用の傾向などを掲載するなど、利用者目線での情報発信に努めました。また、令和6年度はテーブルや椅子、卓球台といった備品の入替を行い、更なる利便性向上を図りました。地域団体との協力も図られており、地域コミュニティ活動の拠点施設としての役割を果たしているため、優良と評価します。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアーできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1. 施設サービス提供」～「4. 歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 中央区役所地域課 地域振興担当 025-223-7025(直通)